

## 第 3 期小牧市子ども・子育て支援事業計画の策定について

## ■ 概要

現在の小牧市子ども・子育て支援事業計画は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間として策定された第 2 期計画となっています。本計画が令和 6 年度で期間終了となるため、令和 7 年度からの 5 年間を期間とする第 3 期計画（以下「次期計画」という。）を策定する必要があります。

次期計画策定においては、現計画を継承しつつ、国の方針や法律、情勢に伴う地域ニーズの変化など、時代の動きを反映させることが求められます。

そのため、本年度後半より、こども・子育て会議でのご意見等を踏まえた次期計画策定に向けた市民ニーズの再調査を実施していくこととします。

## ■ スケジュール（案）

	時期	内容
令和 5 年度	令和 5 年 1 0 月	第 3 回小牧市こども・子育て会議 【概要・前回アンケート項目および追加予定項目】
	令和 5 年 1 1 月	第 4 回小牧市こども・子育て会議 【アンケート内容の検討、確定】
	～令和 6 年 1 月	【アンケート調査および集計】
	令和 6 年 2 月	第 5 回小牧市こども・子育て会議 【アンケート集計結果の報告】
令和 6 年度	～令和 6 年 9 月頃	・関係団体ヒアリング、ワークショップ等の実施 ・次期計画期間における量の見込みの集計 ・量の見込みおよびアンケート結果をもとに 次期計画素案の策定
	～令和 7 年 1 月頃	次期計画策定に対するパブリックコメントの実施
	～令和 7 年 2 月頃	次期計画策定内容の検討及び修正・編集等
	令和 7 年 3 月頃	次期計画策定

## (参考) 市町村こども計画について

### ■ 概要

令和4年6月に「こども基本法」が成立し、令和5年4月1日に施行されました。こども基本法では、市町村においても国が定める「こども大綱」や都道府県にされる「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとされています。

#### ➤ こども基本法

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

#### ➤ こども大綱（こども基本法第9条）

国は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（こども大綱）を定めなければならない。

「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」の内容を含むものでなければならないとされている。

#### ➤ 都道府県こども計画、市町村こども計画（こども基本法第10条）

都道府県は、国の「こども大綱」を勘案し、「都道府県こども計画」を作成するよう、市町村は国の「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう、努めるものとする。

都道府県・市町村こども計画は、既存の子ども・若者計画や子どもの貧困対策計画、子ども・子育て支援事業計画等と一体のものとして作成することができるとされている。